

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇告 示
- 県道の路線の認定(道路課)
  - 県道の路線の廃止(シ)
  - 県道の区域の決定(シ)
  - 一般国道の区域の変更(シ)
  - 県道の区域の変更(シ)
  - 一般国道の供用の開始(シ)
  - 県道の供用の開始(シ)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課(鳥取市東町二丁目二〇)において一般の縦覧に供する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西尾 邑次

番 号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
289	船上山赤碕線	東伯郡赤碕町 大字山川	東伯郡赤碕町 大字赤碕	
285	米子空港境港停車場線	米子空港	境港停車場	
279	淀江インター線	西伯郡淀江町 大字福岡	西伯郡淀江町 大字今津	
266	鳥取空港線	鳥取空港	鳥取市湖山町	
264	鳥取空港布勢線	鳥取空港	鳥取市布勢	
257	花口下石見線	日野郡日南町 花口	日野郡日南町 下石見	
251	国府正蓮寺線	岩美郡国府町	鳥取市正蓮寺	
242	大山淀江インター線	西伯郡大山町 末長	西伯郡大山町 安原	
230	小河内加茂線	八頭郡河原町 大字小河内	八頭郡佐治村 大字加茂	
226	国安桂木線	鳥取市国安	鳥取市桂木	
197	院内馬場線	岩美郡岩美町 大字院内	岩美郡岩美町 大字馬場	
185	東郷湖線	東伯郡東郷町 大字長和田	東伯郡羽合町 大字久留	
157	米子港線	米子港	米子市角盤町	

319	309	307	290
鳥取砂丘細川線	大柿上古川線	覚寺青葉線	八橋宮木線
岩美郡福部村 大字湯山	東伯郡三朝町 大字大柿	鳥取市覚寺	東伯郡東伯町 大字八橋
岩美郡福部村 大字細川	倉吉市上古川	鳥取市青葉町	東伯郡赤碕町 大字宮木

鳥取県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目三〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

170	157	152	路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
名和停車場線	米子港後藤停車場線	打吹停車場線					
名和停車場	米子港	打吹停車場					
西伯郡名和町 大字御来屋	後藤停車場	倉吉市明治町					

319	309	289	264	242	228	226	219	218	185	179	177
鳥取砂丘湯山線	大柿上小鴨停車場線	船上山赤碕停車場線	鳥取空港線	末長淀江線	久末津ノ井線	八坂正蓮寺線	関金停車場線	小鴨停車場線	東郷湖線	境港停車場線	西倉吉停車場線
岩美郡福部村 大字岩戸	東伯郡三朝町 大字大柿	東伯郡赤碕町 大字山川	鳥取空港	西伯郡大山町 末長	鳥取市久末	鳥取市八坂	関金停車場	小鴨停車場	東伯郡羽合町 大字上浅津	境港停車場	西倉吉停車場
岩美郡福部村 大字湯山	上小鴨停車場	赤碕停車場	鳥取市湖山町	西伯郡淀江町	鳥取市津ノ井	鳥取市正蓮寺	東伯郡関金町 大字大鳥居	倉吉市小鴨	東伯郡羽合町 大字久留	境港市大正町	倉吉市丸山町



鳥取県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供用する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別	変更後		
一七九号	東伯郡羽合町大字久留字光吉後 一四一―一五地先から同字一四 一―六地先まで	変更前	一〇・五	三七・〇	
		変更後	一〇・五		
三二三号	倉吉市上古川字空町二二二―二 地先から同字二二二―四地先ま で	変更前	一〇・〇	一三・〇	
		変更後	一〇・〇		
倉吉市上古川字ホレト一六九― 五地先から同字一六七―五地先 まで		変更前	一〇・〇	二九・〇	
		変更後	一〇・〇		
		変更前	一九・五	二九・〇	
		変更後	一九・五		

鳥取県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供用する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別	変更後		
湖山停車 場布勢線	鳥取市湖山町東一丁目一四七― 一―〇―二地先まで	変更前	一六・〇	一、六五六・〇	
		変更後	一六・〇		
上浅津田 後線	東伯郡羽合町大字上浅津字堂ノ 本一―三―一―地先から同大字字 古屋敷三八六―二地先まで	変更前	一六・〇	一九五・〇	
		変更後	一六・〇		
東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ 本四―七地先から同大字字古屋 敷三八六―二地先まで		変更前	六・五	七五二・〇	
		変更後	六・五		
鳥取市湖山町東一丁目一四七― 一―〇―二地先まで		変更前	三〇・五	一、六五六・〇	
		変更後	三〇・五		
鳥取市湖山町東一丁目一四七― 一―〇―二地先まで		変更前	四〇・五	一、四六七・〇	
		変更後	四〇・五		

奥谷正蓮寺線	変更前	鳥取市桜谷字下堀田一八〇―一八地先から岩美郡国府町大字町屋字中瀬四六六一―地先まで	七・〇 三・五・五	二、二七二・〇
	変更後	鳥取市卯垣字上土居二六一―四地先から同市正蓮寺字前田二二〇―一―地先まで	七・〇 三・五・五	二、二七二・〇

路線名	区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別	変更		
新見日南線	日野郡日南町下石見字クボキ原三二二―七地先から同町下石見字落江一八〇六一―地先まで	変更前	九・五 一七・〇	三九・〇	
		変更後	九・五 二八・〇		
上石見黒坂停車場線	日野郡日南町花口字稻荷ノ元七九九地先から同字七九八一―地先まで	変更前	九・九 一〇・五	三〇・〇	
		変更後	九・九 二一・七		

鳥取県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供用する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	東伯郡羽合町大字久留字光吉後一四一―一五地先から同字一四一―一六地先まで	平成七年三月二十八日
三一二号	倉吉市上古川字空町三三二―二地先から同字二二二―四地先まで 倉吉市上古川字ホトレ一六九―五地先から同字一六七―五地先まで	

鳥取県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供用する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
米子港線	米子市花園町一〇二―一地先から同市角盤町三丁目三九地先まで	平成七年三月二十八日
東郷湖線	東伯郡東郷町大字長和田狐コロシ一七七―一―地先から同郡羽合町大字久留字光吉後一四一―五地先まで	

